

## 横浜市会 議会のあり方調査会報告（第12回）

議会のあり方調査会は、平成16年6月11日に発足して以来、運営委員会から諮問を受けて「インターネット中継実施」をはじめ、さまざまな課題について検討し、これまで、11回にわたる報告を行ってきた。

今回の「議会における議案等資料、情報提供等のIT活用」については、「議会のIT化と議会運営のあり方について」として運営委員会から当調査会に諮問のあった事項の一部である。

広い意味の「議会のIT化」に関しては、すでに、「インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方」（H17.4.7）、「インターネット中継実施の放映方法等」（H17.9.13）及び「インターネット中継実施に伴う、効果的かつ分かりやすい本会議のテレビ放映のあり方」（H18.4.27）について、当調査会として報告を行ってきており、それらの結果に基づいて、議会としての取組が具体化され、議会のIT化の推進を図ってきたところである。

当調査会は、次のとおり、諮問事項のうち残っている「議会における議案等資料、情報提供等のIT活用」について検討し、その検討結果をまとめたので報告する。

なお、今回の報告をもって、当調査会としては、最終の報告となるものである。

### 〈議会における議案等資料、情報提供等のIT活用〉

#### 1 IT活用・IT化の現状と主な課題

##### (1) 議案等資料の利活用及び市民への提供におけるIT活用

市会において審議する市長からの提案議案や、委員会において審査

する当局からの説明や報告等の資料は、すべて印刷物として議員に配付されている。各常任委員会に配付される資料の枚数は、平均で年間約700枚に及ぶなど、膨大な量となっており、資料等の整理や効率的検索に相当の配慮が必要な状況にある。

また、これら資料のほとんどは、電子データとして作成されたものであるが、現段階では、一部を除き、例えば、市会事務局で作成している「市会ジャーナル」のCD-ROM版のような、電子データによる提供は、主流の情報提供手段となっていない。

一方、市民はホームページから、市会のインターネット中継の視聴や会議録の情報の入手はできるものの、当該会議での資料を入手することはできない状況にある。

したがって、現状では、議会としての審議・審査において最も基本的な情報である議案や委員会資料については、議員に対しても、市民に対しても、電子データとして提供できる状況に至っていない。

総じて、議員や市民が、議案や委員会資料等を電子データとして活用しようとする場合に、すなわちIT活用に当たっては、極めて大きな制約があるということになる。

## (2) 委員会の審査でのIT活用

常任委員会や特別委員会は、昨今の複雑かつ多様な行政課題に対応して、会期中及び閉会中を問わず開催回数が格段に増加してきており、なお一層効果的で、効率的な審査を行うことが求められていると考えられる。

また、委員会における審査資料は、文章によるものだけでなく、図表やグラフ、写真、動画映像等多様化しつつある。

現在、必要な場合には、プロジェクター等の機器をその都度持ち込み使用しているが、その利便性や有効性等を考えると、今後は、これらの機器を常備し、審査に積極的に活用していくことが望まれる。

## (3) 連絡等情報伝達の手段のIT活用

議会における会議に係る各種通知や行政当局からの報告等の連絡に当たっては、議員一人ひとりへの迅速で確実な情報伝達が必要であることは言うまでもない。それらのため、従来の電話やファックスに加え、携帯電話が活用されているが、それらはいずれも有効な情報伝達の手段である。

また、昨今は、さまざまな連絡、調整等がパソコンや携帯電話の電子メールの活用により、広く一般に行われており、市会においても、議員の広範な活動において、時・場所・場合に応じた情報確認等ができる電子メールを、積極的に活用している議員は少なくない。

現状では、希望する議員に対して電子メールでの資料提供等が行われているが、今後とも、電子メールを一層活用することが期待される状況にある。

## 2 検討の結果

### (1) ITを活用した市民に身近な議会の推進について

#### ア 議案や委員会資料等のホームページへの掲載

現在、ホームページから本会議や予算・決算特別委員会等の中継映像や会議録等の情報が入手可能になっているが、これらと同様の状況にない議会審議に係る基本的な資料である議案や委員会資料についても、市民への説明責任を十分に果たす観点から、会議録や委員会記録とともに閲覧できるようにすべきである。この場合、議案や委員会資料の提出者であり、かつ、電子データとして作成・保存している当局において掲載することが、合理的かつ効率的な方法であり、当局において取り組まれることが望まれる。

なお、行政視察や海外視察の報告書については、既に議員間において共有、活用されているところであるが、ホームページに掲載し、議会に関する市民への情報提供を充実させることにより、市民に身近な議会を一層推進していくべきである。

## イ メールマガジンによる最新情報の発信

これまでも市会ホームページの充実等により、会議録や議案等の審議結果など、さまざまな情報について、市民が容易に入手できるようになってきている。ホームページは、閲覧者自らがアクセスすることが必要であるのに対して、電子メールを利用して最新情報などを希望する人に届けるシステムであるメールマガジンは、ITを活用したより能動的な情報提供手段として有効である。

このメールマガジンの活用により、議会に関する情報を入手したい市民をはじめ多くの市民に対し、傍聴やインターネット中継に関するお知らせ、会議日程の案内、審議結果や「ヨコハマ議会だより」など、議会として市民に知ってもらいたい情報を適時提供し、これまで以上に市民と議会との距離を縮めるよう努めることが適切である。

## (2) ITを活用した情報の利活用、迅速・確実な連絡等について

### ア 横浜市会情報システム（仮称）の検討

議員の活動は、本会議に限らず、閉会中においても開かれる委員会等の議会活動もあるほか、市民への議会報告や市政への意見・要望の聴取、市の施策等に関する普段の調査、研究等、多岐にわたっており、議員はこれらを通じて、市政に関連する地域社会の情勢や市民の動向を常に把握していなければならないものである。

また、議員が議会活動として本会議や委員会に臨むに当たっては、もとより広範な情報等が活動の基盤となるものであり、行政当局の膨大な情報に対応して、質疑応答等を通じて審議・審査を進めていくためには、的確な情報の収集と分析が必要不可欠となる。

とくに、議会として、執行機関に対する監視機能の一層の充実強化や政策形成機能の充実が求められている今日、政策の立案検討、新規施策の提案、条例案等の議員提出等の議会活動を積極的に行うに際しては、政策調査、法制検討など、多角的で専門的な情報が何

より求められる。

そこで、議会が新しい時代に期待される機能を発揮するため、今後、議会審議をはじめ広範な議員活動に役立つ情報等の蓄積とその利用ができる専門性のある情報システムを目指して、検討に着手することが期待される。

なお、現時点で、基本となる主な情報分野としては、次のような事項が考えられる。

- ・ 議案等に対応する本市施策や事務事業に関する具体的な情報
- ・ これまでの審議・審査の経過、審議状況等
- ・ 国会の審議状況、他の指定都市・県下各市の議会の審議等の動向に関する情報
- ・ 政府の諸施策の動向や法律・政省令等の公布・施行に関する情報
- ・ 各種審議会等の答申・報告書等や行政施策の先進取組事例
- ・ 裁判の判例等

そのほか、必要に応じて、

- ・ 国内社会情勢や国際情勢 など

## イ 連絡手段としての電子メールの活用

議員の広範な活動を考慮すると、時・場所・場合に応じた連絡手段の多様化を図る必要があり、連絡手段として電話、ファックスに加え、電子メールの活用を図る必要がある。

現在、希望する議員に対して電子メールによる資料提供等が行われているが、これまでの連絡手段に加えて、議員が迅速かつ確実な連絡を受け、また、適時に連絡内容を確認して、双方の情報伝達が円滑にできるようにするため、議員に対する各種の報告、記者発表資料等の提供、会議に関する各種の連絡等については、電子メールについても一層活用することとし、各議員に応じてきめ細かく対応できる情報伝達体制としていく必要がある。

また、日程調整等簡易な連絡については、携帯電話メールの利用

についても促進を図るべきである。

### (3) ITを活用した効果的・効率的な会議の運営について

#### ア 委員会審査等での多様な資料への対応

委員会の審査等においては、視聴覚的に分かりやすい説明が行われることによって、より効果的・効率的な委員会審査が期待できるため、図表やグラフ、写真、動画映像等の多様な資料に対応できる機器（プロジェクター、スクリーン等）を常備するとともに、積極的にこれらの機器を活用した、委員会の運営を進めるべきである。

#### イ 委員会室等におけるパソコンの利用

パソコンを利用して、議案をはじめさまざまな関連資料を閲覧し、また、質疑に際して、審査に関わる情報の確認等を行うことは、より多角的で、幅広い視点からの議論を可能とし、効果的な委員会の審査にもつながるものであることから、委員会において、パソコンで情報の検索、閲覧等を行いながら審査を進めることが考えられる。

一方、これについては、審査中にパソコンを操作することによる同席する他の委員への影響をはじめとして、解決しなければならない課題や、利用する場合の一定のルール確立、現状では困難な施設改修が必要となること等が指摘されるところである。

現段階では、当調査会としての結論を得るには至らなかったものの、今後とも、ITを活用した効果的・効率的な会議運営を推進する観点から、この課題については研究していく必要があると考えられる。

以上のとおり、当調査会として、「議会における議案等資料、情報提供等のIT活用」についての検討の結果を、全会一致をもって報告するものであるが、IT分野における技術革新や利用形態の変化は激しいものであり、この報告に沿って実施される事項も不断の検証と見直しが不可欠のものと考えられる。

さらに、「横浜市会情報システム」や「委員会室等におけるパソコンの利用」に関しては、今後、着実な検討を行っていく必要があり、とりわけ、「横浜市会情報システム」の検討に当たっては、当事者である議員を含め、実務的な検討を行う場も設けて進めていく必要がある。

また、今回の報告を踏まえ実施されるIT化を有効に機能させ、かつ利活用していくには、議員一人ひとりの積極的な取組と、関係当局の協力が不可欠であり、新たなシステムの導入等に際しても、IT技術の習熟を含め、いわゆる情報格差が生じないような措置が必要であることを付言して、本報告の結びとする。

平成18年12月7日

#### 横浜市会 議会のあり方調査会

座長	藤代 耕一	(自民党)
副座長	森 敏明	(民主党)
	〃 仁田 昌寿	(公明党)
委員	横山 正人	(自民党)
	〃 古川 直季	(自民党)
	〃 高梨 晃嘉	(民主党)
	〃 加藤 広人	(公明党)
	〃 柴田 豊勝	(共産党)
	〃 米盛 裕子	(ネット)
	〃 若林 智子	(無所ク)